

議案第79号

福岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、道路の占用料の額を適正なものに改めるとともに、道路占有者の選定手続に関し必要な事項を定める等の必要があるによる。

福岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

福岡市道路占用料徴収条例（昭和28年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（法）を「及び第39条の2第5項（これらの規定を法）」に、「）及び」を「）並びに」に改め、「徴収方法」の次に「、法第39条の2第5項の条例で定める額」を加える。

第2条中「のとおりとし」を「に掲げる額（法第39条の7第2項の規定による許可をした場合にあつては、同条第4項に規定する占用料の額）に基づき」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（占用料の額の最低額）

第2条の2 法第39条の2第5項の条例で定める額は、別表占用料の欄に定める金額に、入札対象施設等（同条第1項に規定するものをいう。）の種類その他の事項を勘案して市長が定める期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 市長は、占用が次条各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において、別に占用料の額の最低額の下限を定めることができる。

第3条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「とき」を「とき（当該占用が法第39条の7第2項の規定による許可を受けたものである場合は、災害その他特別の事由があると市長が認めたとときに限る。）」に、「前条」を「第2条」に、「計算した」を「算定した」に改める。

別表中	円	円
	1,700	2,100
	2,600	3,200
	3,500	4,400
	1,500	1,900
	2,400	3,000
	3,300	4,100
	150	190
	15	19
	9	11
	1,500	1,800
	930	1,100
	3,000	3,800
	1,300	1,600
	8,600	9,100
	3,000	3,800
	63	79
	90	110
	130	170
	180	230
	270	340
	360	450
	630	790
	900	1,100
	1,800	2,300
	3,600	4,500
	3,000	3,800
Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	
Aに0.010を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	

A に 0.012 を 乗じて得た額	A に 0.015 を 乗じて得た額
4,300	4,600
2,600	2,700
3,000	3,800
86	91
2,500	2,700
860	910
860	910
8,600	9,100
2,400	3,000
86	91
860	910
86	91
860	910
8,600	9,100
4,300	4,600
3,000	3,800
A に 0.040 を 乗じて得た額	A に 0.048 を 乗じて得た額
860	910
300	380

施行令第7条第 8号に掲げる施 設	上空、トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	A に 0.017 を 乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.040 を 乗じて得た額
施行令第7条第 9号に掲げる施 設並びに同条第 10号に掲げる施 設及び自動車駐 車場	建築物	A に 0.017 を 乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.012 を 乗じて得た額

施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額	を
	その他のもの		Aに0.040を乗じて得た額	
施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.040を乗じて得た額	
施行令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.040を乗じて得た額		

施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額	に
	上空に設けるもの		Aに0.034を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.007を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.012を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.015を乗じて得た額	
その他のもの		Aに0.048を乗じて得た額		
施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.018を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額	
施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.034を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額	

施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A に 0.018 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0.034 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.048 を乗じて得た額
施行令第7条第12号に掲げる器具			A に 0.048 を乗じて得た額
施行令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		A に 0.018 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0.034 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.048 を乗じて得た額	

改め、同表備考第7項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 市長が指定する者が平成30年度以降の各年度においてこの条例の施行の前日から継続して道路を占有している物件について、この条例による改正後の福岡市道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の規定により算定した占用料の額の合計額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額（以下「調整後の合計額」という。）を超えることとなる間は、その者が納入すべき当該物件に係る占用料の額の合計額は、調整後の合計額とする。
  - (1) 平成30年度 当該物件についてこの条例による改正前の福岡市道路占用料徴収条例（以下「改正前の条例」という。）第2条の規定により算定した占用料の額の合計額
  - (2) 平成31年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた占用料の額の合計額
- 3 市長が指定する者以外の者が平成30年度以降の各年度においてこの条例の施行の前か

ら継続して道路を占有している物件について、改正後の条例第2条の規定により算定した占有料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額（以下「調整後の額」という。）を超えることとなる間は、その者が納入すべき当該物件に係る占有料の額は、調整後の額とする。

- (1) 平成30年度 当該物件について改正前の条例第2条の規定により算定した占有料の額
- (2) 平成31年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた占有料の額